

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

目 次

教委規則

教育委員会の任命に係る職員のサービスの宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則……………一

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………一

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則……………二

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則……………二

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則……………二

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………三

山口県立博物館規則の一部を改正する規則……………三

教委訓令

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令……………三

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令……………三

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………四

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令……………四

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………五

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令……………五



教育委員会の任命に係る職員のサービスの宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十三号

教育委員会の任命に係る職員のサービスの宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則

教育委員会の任命に係る職員のサービスの宣誓に関する取扱規則（昭和二十六年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員の項中「教育研修所」を「総合教育支援センター」に改め、同表学校に勤務する職員の項中「義務教育課の分室長」を「義務教育課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十四号

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十四条とし、第九条を第十三条とする。

第八条中「第十条第五項の規定により読み替えられた条例第八条第二項」を「第三十条第五項において読み替えて準用する条例第二十八条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中「第十条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項中「第四条の」を「第五条の」に、「第四条第三項」を「第五条第三項」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の見出しを「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（育児短時間勤務に係る計画の申出）

第八条 育児休業等により子を養育するための計画について職員が育児短時間勤務の承認を請求する際に行う申出は、育児休業等計画書により行わなければならない。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)
 第九条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行わなければならない。
 2 第二条第二項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)
 第十条 第五条の規定は、育児短時間勤務をしている職員について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「当該職員以外の当該子の親が常態として」とあるのは、「育児短時間勤務により養育している時間に当該職員以外の当該子の親が当該子を」と読み替えるものとする。
 第五条の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改め、同条第一項第四号中「職員」を「当該職員」に改め、同条を第五条とする。
 第三条を第四条とする。

第二条の二の見出しを「(育児休業に係る計画の申出)」に改め、同条中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同条を第三条とする。

附則
 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十五号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
 付則第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則(平成十五年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「聴く」を「聴き、又は実地に調査する」に改める。
 第三条を次のように改める。

(意見の聴取)

第三条 教育委員会は、前条第一項の規定による判断をするに当たっては、あらかじめ、意見聴取会を開き、教育学、医学、心理学その他の児童又は生徒に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者から当該判断に関して意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見聴取会の開催は、教育公務員特例法第二十五条の二第一項及び第四項の規定の手続に関する規則(平成二十年山口県教育委員会規則第六号)第四条の規定により教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の二第四項の規定に関して意見を聴くときに前条第一項の規定による判断に関する併せて意見を聴くことをもって代えることができる。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十七号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の3の項職員の範囲の欄中「山口遍發郡野野原」を「させがひのたけのたけのたけのたけ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第十八号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十一年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立柳井商業高等学校の項、山口県立柳井工業高等学校の項、山口県立徳山商業高等学校の項、山口県立徳山工業高等学校の項、山口県立秋商業高等学校の項及び山口県立秋工業高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県立博物館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第十九号

山口県立博物館規則の一部を改正する規則

山口県立博物館規則（昭和六十年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項各号を次のように改める。

一 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日とする。）

二月二十八日から翌年の一月四日までの日

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令
山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和五十二年山口県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、室長及び室長」を「及び室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令
山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六号中「速達」を「配達証明」に改める。

別表第一開封するものの項中、「文書又は小包（親展又は秘に属するものを除く。）で」を「書留その他の特殊な取扱いにより到達したものに」、「のみでは配布先が明らかでないもの」を「により配布先が明らかであるもの又は親展若しくは秘に属するものいずれにも該当しないもの」に、「配達証明、内容証明等特殊取扱いによる」を「その他の特殊な取扱いにより到達した」に改め、同表開封しないものの項中、「文書又は小包」を「書留その他の特殊な取扱いにより到達したものを以外のもの」に、「あて名の」を「あて名により」に、「明らかでないもの」を「明らかであるもの」に、「配達証明、内容証明等特殊取扱いによる」を「その他の特殊な取扱いにより到達した」に改める。

別表第二福利課の項を削る。

別記第一号様式中「~~山口県教育委員会~~」を「~~山口県~~」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第3号

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会公印規程（昭和三十一年山口県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条第一項中「又は義務教育課の分室長」を削る。

別表中	教育委員会印	山口県教育委員会	二七	七	義務教育課の分室長（各一個）
-----	--------	----------	----	---	----------------

を削り、「八」を「七」に改め、

教育庁義務教育課分室長印	山口県教育庁義務教育課分室長印	二二	七	義務教育課の分室長（各一個）
--------------	-----------------	----	---	----------------

を削る。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般
学校を除く各教育機関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和三十六年山口県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表中第十七号を第十九号とし、第十二号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十一号を削り、同表の第十号中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同号を同表の第十一号とし、同号の次に次のように加える。

十二 育児短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による勤務を含む。）をする場合（育児休業法第十条第三項又は第十七条）	育 短	一日に満たない場合は、半日又はその時間数
十三 部分休業をする場合（育児休業法第十九条第一項）	部 休	時間数

第十二条第二項の表の第九号の次に次のように加える。

十 自己啓発等休業をする場合（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山口県条例第五十四号）第一条）	自 啓 休	
--	-------	--

別記第十号様式の表中

麻休・育休 (日・部・分)					
------------------	--	--	--	--	--

を

四 休 (日)					
麻休・育休 (日・部・分)					

に改め、同様式の

「 育短 (日・時) 」

「 中 育休・育休 (日・時・分) 」 を

血 休 (日)									
産休・育休 (日・時・分)									
育短 (日・時)									

に 改め

る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第五号

県立学校一般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県立学校職員服務規程（昭和四十七年山口県教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式の表中

「 産休・育休(日) 」 を

血 休 (日)									
産休・育休(日)									
育短 (日・時)									

に 改め、同様式の

「 中 産休・育休(日) 」 を

血 休 (日)									
産休・育休(日)									
育短 (日・時)									

に 改め

る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第六号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 安全衛生責任者は、総括安全衛生管理者が教育政策課の職員のうちから指名する。

第十四条第三項及び第二十二條第二項中「福利課」を「教育政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）